

確定申告の基礎知識から、弁護士特有の税務処理、最新の税制改正まで確認できる、弁護士のための定番解説書。

令和

8年用

自分で進める
弁護士のための

確定申告と 税務

弁理士・司法書士対応

著者代表

天賀谷茂、吳尚哲、熊澤直、高仲幸雄、吉川達夫

体裁 B5判／256頁

定価 3,740円(本体:3,400円+税10%)

本書の特長

Features 01

毎年、税制改正による変更点をさっと確認するのに有用な構成!令和8年用では、各種控除についても徹底解説!

Features 02

「共同受任した場合の報酬」「自宅で業務を行うときの支出」「講演や著書による収入」など、弁護士特有の支出・必要経費の税務処理に充実のFAQで解説。

Features 03

一人事務所・小規模事務所弁護士・大規模事務所弁護士・企業内弁護士・外国資格弁護士など様々な属性にも対応。

Tax Return Filing and Tax Affairs for Lawyers

自分で進める

弁護士のための

確定申告と 税務

[著者代表]

税理士 天賀谷茂 / 吳尚哲 / 熊澤直
弁護士 高仲幸雄 外国資格弁護士 吉川達夫

令和
7年度

税制改正を反映!

弁護士及び士業に特化した

確定申告!
定番解説書!

弁理士
司法書士
対応

8

令和 8年用

第一法規

きなくなく、消費税の納税額が「増える」「減税措置が適用されている場合を除く」。

受けた税の返還がインボイスである場合でも、法人税額控除をするためには下記のような所定の要件を満たす必要があります(消費税法30条)。

- ・ 帳簿に必要事項が記載されていること(従来どおり)
- ・ インボイスを保存すること

(2) 自社が請求書を発行する際の注意

インボイスを発行できない、売上先は法人税額控除ができず消費税の負担が増えるため、取引を継続する可能性があります。

インボイスを発行できるのは消費事業者のみで、免税事業者がインボイスを発行事業者になるには、消費事業者になり、インボイスを発行事業者への登録申請を行う必要があります。免税事業者が消費事業者になると、消費税額を納税額に上乗せできない自社の利益が減少します。

また、インボイスを発行事業者となった場合、発行したインボイスを保存したり(消費税法30条4項6号)、請求書の様式を変更したりしなければならないという義務が生じます。

インボイスを発行事業者となれば取引は継続される可能性が高いですが、一方でこのようなデメリットもあるため、これらの影響を考えたうえで、インボイスを発行事業者となるか否かの選択をする必要があります。

(3) 任意組合としての共同事務所がインボイスを発行する場合

個人事業者がインボイスを発行事業者になる場合は「適格請求書発行事業者の登録申請書」²⁾を提出することになりますが、民法上の任意組合(民法667条1項)に規定する組合契約によって成立する組合などとしての共同事務所は、組合員(組合員)として登録している場合、共同事務所としてインボイスを発行するか否かを検討することになります。

共同事務所(組合等の事業)として行った取引については、インボイスを発行することができないというが問題ですが、例外として、組合員のすべてがインボイスを発行事業者であって所定の届出(任意組合等の組合員のみで構成する任意組合である等の届出)³⁾及び任意組合等に関する組合契約の写しを提出した場合には、共同事務所としてインボイスを発行することができ(消費税法30条の6第1項)。組合員全員がインボイスを発行事業者の登録を終えた後に、共同事務所としての取引を行うため、共同事務所としての登録までに時間がかかることに留意する必要があります。

掲載元URLや二次元コードも登録!

(3) 共同受任の弁護士報酬を受け取る際の源泉所得税

企業に勤務して報酬を受け取る場合、その報酬は源泉徴収の対象となるため、クライアントが個人事業者の場合は、その企業が源泉徴収義務者かどうかを事前に確認する必要があります。クライアントが源泉徴収義務者である場合は、源泉所得税額を引いた請求書を作成することになります。なお、源泉所得税は「所得税の前払い」であり、最終的には確定申告で精算されるため、多く引かれたから返すというわけではありません。

報酬に記載された源泉所得税額は源泉徴収額と一致し、報酬から引かれた源泉所得税は、報酬上、「前払所得税」などの費用の勘定科目で計上する管理しやすくなります。

ただし、下記のパターンにより一時給付に源泉徴収が異なることとなりますので留意します。

【例】

弁護士A、B、Cが共同で報酬300,000円の業務を受注し、各々の取り分は3分の1ずつの場合

(パターンA)それぞれの弁護士の口座に直接クライアントが振り込む場合

源泉所得税額 1,000,000×10.21%＝102,100
クライアントから各弁護士の振込額 300,000－102,100＝197,900ずつ
クライアントは102,100×3人＝306,300を税務署に納付する。
弁護士A、B、Cのそれぞれの記録
現金預金 897,900 / 受入 1,000,000
源泉所得税 102,100

(パターンB)弁護士の口座にクライアントが一括で振り込み、AがBとCに振り込む場合で、報酬の按分割合が契約上明細にされている場合
弁護士の口座にまとめて振り込まれたため、1,000,000円ずつ計算する。

源泉所得税額 1,000,000×10.21%＝102,100
クライアントから弁護士A氏への振込額 300,000－306,300＝2,693,700
一弁護士Aの記録
現金預金 2,693,700 / 受入 1,000,000
源泉所得税 102,100 / 取り分 1,795,800
弁護士AからB、Cへの振込額 1,000,000－102,100＝897,900ずつ
→弁護士A、B、Cの記録 (パターンAと同じ)
クライアントは102,100×3人＝306,300を税務署に納付する

(パターンC)弁護士の口座にクライアントが一括で振り込み、AがBとCに振り込む場合で、報酬の按分割合が契約上明細にされていない場合(弁護士Aが3,000,000円で単独報酬し、他の弁護士に2,000,000円で共同したことになる。

FAQ

一税理士によるアドバイス

小規模・中規模事務所弁護士と税理士

Q1-4 交通系ICカードの電子マネーで、コンビニエンスストア等の会計をすることがあります。チャージ時の源泉徴収でまとめて申告して問題ありませんか。

A 買い物の際の領収書をもとに必要経費として計算し、確定申告することになります。交通系ICカードへの電子マネーのチャージ自体は支払いによって、その支払をした際に消費税込とはならないからです。

Q2-5 会社役員、執事、大学講師などしていると、交通費や書籍などで、どの業務での支出であったかわからなくなることがあります。領収書は業務ごとに分けておきたいのですが、

A 業務ごとに領収書を分ける必要があります。会社役員の場合は給与所得、執事および大学講師による収入は、給与所得または雑所得になります。それぞれの所得区分ごとに領収書を分けておきましょう。会社役員にかかる領収書は特定除税に該当するものを除いて控除できませんが、執事および大学講師の収入が雑所得に該当する場合には、それにかかる必要経費をその収入から控除することになります。

Q3-6 会社役員、執事、大学講師などしていると、住所をどこにするか悩む(新築地、事務所、自宅、どちらでもない)という場合、なお、大学講師の場合は自宅です。

A 個人事業者の新築地は、原則として、住所(自宅)になります。ただし、住所以外の場所に事務所や店舗がある場合は、新築地を選択することができます。事務所や店舗の所在地と新築地を同一の場合は、「所得税・消費税の納税地の変更に関する届出書」を住所および事務所や店舗の所在地の所轄税務署長に提出します。提出期限は特に定められていませんが、すみやかに提出するようにしましょう。

Q4-7 東京団体からセミナーの依頼があり、報酬(手数料)で10万円といわれました。この場合、源泉徴収や消費税の扱いはどうすればよいのでしょうか。

A 消費税の扱いによって計算がかわります。「消費税込」なのか「消費税別」なのかを確認の上、以下の2つに源泉所得税を計算することになります。

【消費税の場合】

① 支払総額 100,000×100%÷99.79% (100%-10.21%)＝111,250円

② 源泉所得税額 ①111,250×10.21%＝11,350円

③ 手取り額 ①-②＝90,000円

【消費税別の場合】

① 本体報酬 100,000×100%÷99.79% (100%-10.21%)＝100,240円

② 消費税額 ①100,240×10%＝10,024円



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
https://www.daiichihoki.co.jp

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

目次

最新情報

I 令和8年確定申告ハイライト

- 令和7年分の確定申告から適用となる事項
- 令和8年以降の確定申告から適用となる事項

II リーガルトピックハイライト

- 下請法・下請振興法改正

記帳実務編

I 利益のしくみと確定申告

- 確定申告とは
- 利益(もうけ)のしくみ
- 収益と費用
- 収益と費用の種類と集計区分

II 記帳の種類と方法

- 確定申告の種類と記帳
- 証拠資料の整理と月次決算
- 領収書等の原始資料を整理する
- 日常レベルでの取引を記録する
- 売上管理
- 支出から経費に分類する基準を作る
- 減価償却
- 未払金や買掛金の計上

III 利益計画の立て方

IV 月次決算書の読み方

- 決算書の種類と関連性
- キャッシュフロー増減のしくみ

V 事務所開設時のお金の流れを把握する

- 開業時の支出のポイント
- 資金調達
- 売上金入金サイトの注意
- 小括

主な税務申告 基礎編

I 確定申告の必要性

- 確定申告の必要性
- 申告の流れ

II 所得の種類と必要経費, 所得控除

- 所得の種類
- 所得控除

III 白色申告のポイント

- 白色申告の概要
- 収支内訳書の作成と実例
- 確定申告書への転記
- 小括

IV 青色申告のポイント

- 青色申告の概要
- 青色申告の特典と義務
- 青色申告決算書の作成と実例
- 確定申告書への転記
- 小括

V 申告書の提出

- 必要書類
- 申告書の提出, 納税方法, e-Taxの方法

VI 消費税

- 消費税の概要
- 消費税の納税要否と申告
- 消費税の計算概要
- インボイス制度の導入に伴う影響
- 令和7年のインボイス制度の改正及び経過措置

VII 中間申告の基礎

- 中間申告の概要
- 減額申請書と仮決算

VIII 源泉所得税と年末調整

- 源泉所得税の概要
- 給与の源泉所得税
- 報酬の源泉所得税
- 源泉徴収税の申告と納税

IX 消費税申告

主な税務申告 士業編

小規模・中規模事務所弁護士と税務
大規模事務所弁護士と税務
外国資格弁護士と税務
企業内弁護士と税務
弁理士と税務
司法書士と税務

資料編

- 弁護士報酬の計上時期が争われたケース
- 士業における会員組織の役員としての支出が接待交際費に該当するかについて争われたケース
- 事務所の一部を社労士に提供して共同顧客を開拓していた事案で、当該社労士に支払っていた支援料等が経費に該当するかが争われたケース
- 配偶者が青色事業専従者に該当するか、所有する車両2台が事業用として認められるかが争われたケース
- ロータリークラブの会費が必要経費となるかが争われたケース
- 白色申告者に対して、同業者の抽出基準を用いた推計課税を行うことの可否が争われたケース
- 税理士の提出した「簡易課税制度選択届出書」が無権代理に該当するかについて争われたケース
- 青色事業専従者の給与の額の相当性について争われたケース
- 帳簿書類の不備、記載事項の真实性への疑義による青色申告承認取消処分が適法かが争われたケース

お申し込みはコチラ

<クレジットカードでもお支払いいただけます>



第一法規ストア

検索



キ リ ト リ 線

申 込 書 (第一法規刊)		
書 名	価 格	部 数
令和8年用 自分で進める 弁理士のための確定申告と税務 弁理士・司法書士対応	[098269] 定価 3,740円 (本体 3,400円 + 税10%)	部

*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円(税込)以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。また、お買い上げ合計金額5,000円(税込)未満のご注文については、国内配送料550円(税込)にてお届けいたします。
*消費税は申込日時の適用税率に依ります。

◎上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。

*現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。
(いずれかを✓で選択ください。) ☐ 代金引換により支払います。 ☐ 現品到着後請求書により支払います。

*代金引換手数料について 一回あたりのご購入金額 (商品の税込価格+送料)の合計が	1万円以下の場合、330円(税込) 3万円以下の場合、440円(税込) 10万円以下の場合、660円(税込)	*送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者 に現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用 いただけません。
---	--	---

年 月 日

〒

ご住所

事務所名

☐ 公用
☐ 私用

フリガナ

ご氏名

TEL

様

E-mail

@

お客様の個人情報の
取扱いについて

お客様よりお預かりした個人情報は、納品や請求書等の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての照会、修正・削除・利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム(https://www.daiichihokai.co.jp/support/contact/contact.php)からフリーダイヤルにてご連絡ください。フリーダイヤル ☎TEL.0120-203-696 ☎FAX.0120-202-974

取 扱 い

この申込書は、ハガキに貼るか、
このままFAXで下記宛お送り
ください。

■宛先
〒107-8560
東京都港区南青山2-11-17
第一法規株式会社
☎FAX.0120-302-640

書店印